

十画」(改定素案)に対する意見等と沖縄県の考え方

【募集期間】 令和2年11月5日～令和2年12月2日
 【募集方法】 郵送、メール、FAX
 【意見等の数】 30人(個人:24・団体:6)から延べ102件

No.	件数	意見の分類	ページ	ご意見・ご提案	沖縄県の考え方
1	1	全体		推進計画実行のための予算及びセンターの人員の拡大構想について知りたい	毎年度、所要な予算や人員の確保に努め、各種施策に取り組んでいるところです。
2	1	全体		台湾にみならい、殺処分を廃止を記した動物保護法をつくり、公立の動物保護施設での殺処分を廃止。また、台湾は他国に比べて譲渡率が高く、その理由として小学校での教育で「犬は買うものではなく引き取るものだ」と教え、雑種でも受け入れられるように特定の品種の人気を煽らないようにしている。	本計画は「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「法」とする。)」に基づき策定する事が定められており、内容も法及び「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下、「基本指針」とする。)」に沿って基本的方向を示したものです。
3	1	はじめに		「10年間で大幅に改善されています」を「10年間で大幅に減少しました。いい方向に向かっていますが、様々な問題もあります。」に変更希望。外猫の世話をしているが、活動していると改善された状況であるとは思えない為。	ご意見にあるとおり、様々な課題が残っています。それらについてはp2「第2 沖縄県の動物愛護管理の現状と課題」で記載していますのでここでは素案のとおりとします。
4	1	第2_1 所有者からの引取り	2	所有者からの引取りの情報を公開し、生きるチャンスを与えるべき。	現在、収容された犬及び猫の譲渡に努めており、その現状と課題をp7「犬及び猫の譲渡」に記載しています。
5	1	第2_1 所有者からの引取り	2	「第一種動物取扱業者との連携を強化し」とあるが、沖縄県では個人間の譲渡も多いと思う。県内の譲渡会等でも各団体や個人との連携が必要だと思う。譲渡契約書を県が準備して個人間の譲渡によるトラブルを防止できないか。	無償で譲渡行為をする際には法で登録等の規定がありませんが、p25「第4 施策推進のための各主体の役割」に記載したとおり、県民それぞれが適切に動物を取り扱うように努めることが期待されています。県としては、県民が適切に動物を飼養できるよう普及啓発するとともに助言等を行っていきます。
6	1	第2_1 所有者からの引取	2	第一種動物取扱業者と連携し普及啓発を推進する必要があると書いてあるが、動物取扱責任者講習を受講しない者がいる中でどのように普及啓発を推進するのか。まずは、第一種動物取扱業者のあり方を変えていくべきではないか。	p25「第4 施策推進のための各主体の役割」に記載したとおり、動物取扱業者には法を遵守する責務があります。また、県としても、監視や指導により講習の受講等の徹底を図っていきます。
7	1	第2_2 所有者不明の犬の収容 3_所有者不明の猫の収容	3~4	飼い主への適正飼養の啓発を関係機関や団体等と連携して幅広く行う体制の整備や構築をしていくことや、人材(動物愛護推進員、地域ボランティア等)の育成について、この書き方では行政が市民に依存している現在の根本的な課題を克服するどころか、さらにその課題を助長しかねない。そのため、「行政機関が主体的に幅広く普及啓発するための体制を整備構築する」ことを前提にするような文言に変更する事を求める。	基本指針では、動物愛護管理の取り組みに際して、多様な関係者の主体的な参画・協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点が必要とあります。ご意見にあるような「行政が市民に依存」することはあってはなりません、「各々が主体的に」取り組みを実施していく必要がありますので、素案のとおりとします。
8	1	第2_2 所有者不明の犬の収容	3	ボランティア頼みはやめてほしい。適正飼養についてはTVCM、新聞、ラジオ、SNS、学校、施設、高齢者デイサービス、各自治体や公民館、各市町村のお祭り等、もっと積極的に外向いて啓蒙してほしい。迷子になったときの探し方もわからない人が多いので連絡先の周知も必要。	収容を減らすためにはp3「2 所有者不明の犬の収容」の【課題】にあるように、各主体が適正飼養の普及に取り組む必要があります。基本指針では、特に子どもの情操教育の重要性が示されているため、本県でも学校に外向いての「出前授業」などを実施しています。その他の世代での啓発も必要なので、TVCM、新聞、ラジオ、SNSを活用して各世代への普及啓発をすると同時に問い合わせ先も掲載しています。ご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
9	1	第2_3 所有者不明の猫の収容	4	収容される猫の多くが飼い主のいない猫である為、飼い主のいない猫を増やさないために「飼い主のいない猫対策(TNRや地域猫活動)」の普及の追記を求める。	ご意見のとおり、猫の収容を減らすためには飼い主のいない猫を減らす必要があります。その対策として、p34「施策4-② 飼い主のいない猫対策」に記載しています。対策については引き続き本計画の運用の中で検討していきたいと考えております。文言については素案のとおりとします。
10	1	第2_3 所有者不明の猫の収容	4	猫の負傷が多いように思う。つらい写真でも飼い主探しの為に掲載すべき。子猫についても掲載すべき。それが啓蒙になる。	ご意見については今後の施策の参考にさせていただきます。

11	1	第2 4 収容中の管理	5	収容犬猫のお世話をするボランティアを受け入れてほしい。収容犬猫は知らない場所で怯えている。ボランティアを受け入れ、収容犬猫のお世話やふれあいにより少しでも恐怖心やストレスを減らしてほしい。人とふれあうことにより、人馴れの訓練にもなる。	p5「4 収容中の管理」については、感染症の蔓延やストレスによる病気の発症の防止等、慎重に行っているところです。
12	1	第2 5 犬及び猫の返還	5	マイクロチップは装着した獣医師が登録するように義務づけるべき	法では、マイクロチップが装着された犬又は猫の登録は販売業者に義務づけられており、飼い主は努力義務となっています。
13	1	第2 6 犬及び猫の譲渡	7	ボランティア譲渡について。対象がボランティア活動を行う団体等と規定されているが、非営利で譲渡を行う第一種動物取扱業も含まれるか。含まれないのであれば含まれるよう検討してほしい。県外では保護動物カフェ等の活躍で殺処分減少につながっている例が有り、寄付に依存しない活動をサポートし、連携する事でより多くの命を救えるのではないかな。	県に収容された犬及び猫の譲渡につきましては、p7「6 犬及び猫の譲渡」に記載されているように、飼養者（一般家庭）あるいはボランティアを対象としており、第一種動物取扱業者は含まれていませんが、ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
14	3	第2 6 犬及び猫の譲渡	7	譲渡について ①譲渡会を平日以外に、またセンター以外でも実施してはどうか。 ②環境調査だけでなく、トライアル期間を設けてはどうか。	殺処分をなくすために、引き続き譲渡推進につながる取組を検討していく必要があります。ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
15	1	第2 6 犬及び猫の譲渡	7	ボランティアへの譲渡も一般家庭と同様にワクチン接種、避妊去勢手術を実施しているか？負傷犬猫についてもセンター内あるいは獣医師会とで治療後にボランティアに譲渡すべき。または、ボランティアが動物病院に連れて行った場合も県で費用負担できないか？ボランティアがセンターから引き出した猫を県外の保護猫カフェに送っている。沖繩の問題をなぜ沖繩で解決しないのか。	p5「4 収容中の管理」にもありますが、センターに収容される犬についてが原則、収容時に混合ワクチンを接種し、負傷動物については可能な限り治療を行っています。また、避妊去勢手術についてはボランティアの求めに応じて可能な限り対応しています。ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
16	6	第2 7 犬及び猫の殺処分	9	哺乳が必要な幼齢個体や、治療の見込みがない個体の殺処分については生かす手立てを講じるべきである。やむを得ず殺処分する場合は、苦痛のない方法を選択してほしい。	可能な限り殺処分を減らしていくための施策をp33～34「施策3 飼い主からの引取り数削減への取組み」「施策4 所有者不明の犬及び猫の保護収容数削減への取組み」「施策5 返還率の向上・譲渡の推進」に記載しております。また、p35「施策6 飼い主の社会的責任の明確化と適正飼養の普及啓発」において、適正に飼養する事により収容される個体の数を減らすための施策が記載されており、飼養困難な幼齢の個体についても、適正飼養の普及により収容を減らすことができると考えています。 収容された個体に対する取組みについてはp5「4収容中の管理」に記載しています。殺処分の方法については国の指針に基づき、苦痛のない手段を選択しています。
17	4	第2 8 動物に関する苦情・相談等	11	飼い主のいない猫の対策に関して、屋外に生息する猫の現状を把握し、登録「地域猫活動」保護団体によるデータの蓄積と地域ルール作りへの支援をすべきである。不妊去勢等の繁殖制限の費用の予算を県が設けるべき。問題の解決はTNRの積極的推進以外にない。TNRは本来行政がすべき仕事なので代わりにやっている民間団体に敬意を持って接するべき。TNRへの支援にもっと予算をつけるべき。「無責任なエサやり」などという扇情的な表現をやめ、科学的に猫が増えないように何をすべきかの戦略を提示するなどの啓蒙をすべき。「無責任なエサやり」の表現を「マナーを守らないエサやり」に変更する事を希望する。街に住む猫はエサをあげないと生きていけない。マナーを守ったエサやりを県や愛護団体による啓蒙が必須である。	本県においては、「飼い主のいない猫対策マニュアル」を作成し、運用しているところです。内容については必要に応じて見直しを行っていく予定です。またマニュアルの普及については今後も努めていきます。 不妊去勢手術等の支援は地域猫のモデル地区を対象に実施しています。 素案中の「無責任なエサやり」の表現については、基本指針の標記と統一し、「所有者等のいない猫に対する後先を考えない無責任なエサやり行為」に変更します。 TNR活動についてはその内容によっては、地域猫活動に繋がる場合があると考えますので、p33「施策4ー② 飼い主のいない猫対策」に「また、各地で行われているTNR活動の中には、地域猫活動に繋がる場合もあり、地域猫活動にむけての助言等を実施します。」を追記します。
18	2	第2 8 動物に関する苦情・相談等	11	野良猫は自然発生しない。遺棄した人間の責任。不妊去勢手術、エサや糞尿の始末を潤滑に行えるシステムを行政が構築すべきである。県による地域猫の活動の容認と普及啓発を希望する。	基本指針では「飼い主のいない動物に対する恣意的な餌やりの行為が動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合がある」と記載されていることから、地域猫活動の普及に努めていきます。文言については素案のとおりとします。

19	1	第2 8 動物に関する苦情・相談等	11	適正飼養の普及啓発の手段について。高齢の方は話を聞いてくれないので方言で啓蒙したり、子や孫など家族と一緒によいと考える。	苦情・相談等に関しては様々な要因があることが課題です。普及啓発の方法については、p35「施策6 飼い主の社会的責任の明確化と適正飼養の普及啓発」に記載しており、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
20	1	第2 8 動物に関する苦情・相談等	11	所有明示について。マイクロチップの装着を県の条例で制定してほしい。	法においては第一種動物取扱業者が所有する犬猫のマイクロチップの装着及び登録が義務づけされましたが、その他の動物については努力義務となっています。本県では、p33「施策4-① 所有明示措置の推進」において飼い主、市町村及び獣医師会等と連携・協働することで普及に努めています。
21	2	第2 10 動物愛護精神の普及啓発	18	学生ではなく、高齢者への啓蒙が必要と考える。愛護の集いについて、開催場所、回数について検討すべき。「一生うちの子プロジェクト」について、もっとリアルなCMも流すべき。TNRについてもCMを流すといい。警察官にも指導してほしい。積極的に動いて逮捕・検挙することでそれが報道され、防止につながる。	基本指針では、特に子どもの情操教育の重要性が示されているため、本県でも学校に向向いの「出前授業」などを実施しています。その他の世代での啓発も必要なので、TVCM、新聞、ラジオ、SNSを活用して各世代への普及啓発をすると同時に問い合わせ先も掲載しています。ご意見については今後の参考とさせていただきます。
22	1	第2 10 動物愛護精神の普及啓発	18	これまでと同じ啓蒙活動をしてても何も変わらない。学生への啓蒙だけでなく、年配の方々や市町村担当者(多くが動物愛護や法について理解していない)への広報活動が必要と考える。	啓発活動については、内容を随時検討して実施しています。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
23	2	第2 11 動物取扱業及び特定動物飼養保管施設等	19	動物取扱業及び特定動物飼養保管施設等について、定期的な監視指導ではなく、予告なしの抜き打ち検査が必要。適切な立ち入り調査と悪質な業者名の公表、摘発、罰金、業務停止まで踏み込む必要がある。	動物取扱業者への立ち入りは、登録数が多いため、計画的に実施していますが、必要に応じて抜き打ちでの立ち入り調査も実施しています。その中で、不適正な施設には指導を継続し、法に基づき行政処分(措置命令、業務停止命令、登録取消命令)を実施しています。
24	1	第2 12 動物愛護推進員	21	動物愛護推進員の任務の中身を明確にして登録保護団体と綿密に情報共有し、助言を行い、県内市町村に適切に配置し、地域のボランティアや保護団体と日常的に連携をとって県民の動物愛護精神を育むべきである。	動物愛護推進員については沖縄県動物愛護推進員設置要項に基づき委嘱しています。ご意見については今後の参考とさせていただきます。
25	1	第3 基本方針	23	飼育の登録制度の導入を求める。世界遺産登録を目指すにあたり、外来種のこれ以上の流入を防ぐ観点からもペットの生体販売を禁止する方向に進めてほしい。	現在、県内での動物の飼育の登録・許可は犬、猫(一部地域)、特定動物に限られています。ペットの生体販売は法で禁止されていません。
26	1	第3 基本方針	23	蝶を放蝶する事の禁止を定めるべき。沖縄県は国内で珍しく県蝶を指定している。本計画の趣旨を考えると人工飼育下で育てた蝶を放蝶する行為はペットの遺棄と同義である。法令による動物の定義に昆虫が含まれていないことは知っているが、様々な動物愛護精神の普及啓発を行う上で、犬猫は大事にし、虫は例外では啓発の効果に疑問が残る。	
27	1	第3 1 基本方針「命どう宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現	23	NHKの「岩合光昭の世界ネコ歩き」の沖縄の回を見た。猫がのびのびとしていて沖縄は素敵などころなので行ってみたいと思った。しかし、最近沖縄の猫に関する事情を見聞きするようになり、実情とは程遠い(猫の遺棄の多さ、「エサやり禁止」の看板、が虐待事案の多さ)と知った。「遺棄することは犯罪」や「避妊去勢手術をしましょう」というポスターにするべきである。計画案に書かれていることは至極真実であり真に推進されるのであれば必ず現状の改善につながると思うのでぜひ実行してほしい。	本計画の対象は哺乳類、鳥類、爬虫類ですが、全ての動物について「命どう宝」として生命は尊重されるべきであり、県民の意識の涵養を図っていきたいと考えます。文言については素案のとおりとします。
28	1	第3 1 「命どう宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現	23	多くの子どもたちから「なぜ殺処分で殺さなきゃいけないの？」の質問に答えられなかった。戦争の悲惨さをわかる県民だからわからないといけない。動物たちを食している私たちは感謝の気持ちを持たなければならない。子どもたちに命どう宝の教育を本気で考え実行しなければならない。	

29	1	第3 2 動物の適正飼養	23	ヤンバルクイナの捕食を猫がしているから処分というのは人間の勝手な考え。そもそもやんばるに猫を捨てているのも人間で、それらを邪魔扱いするのも人間、ひどい世の中。	ヤンバルクイナなどの固有種が遺棄や逸走した動物により捕食されることが危惧されるため、動物の適正飼養を推進し収容される犬や猫を減らしていくことを目標としています。文言については素案のとおりとします。
30	1	第4 7 動物愛護団体の役割	26	動物愛護団体の役割がどの役割よりも責任が重く感じる。サポートすべきは市町村であり県民である。推進のサポートを求めるのであれば、素案はボランティア団体の方々との協議の上作成しているのか。県がやらないことをボランティアがやっているのだと思う。	素案については、動物愛護管理推進計画懇話会（動物愛護団体含む）及び関係機関会議において各主体から意見を伺いながら作成しているところです。
31	1	第4 9 動物愛護推進員の役割	26	動物愛護推進員の名前等、関連情報が知りたい。活動実績等共有したい。委嘱が進まない理由を知りたい。	動物愛護推進員の名前等、個人情報については公表を控えております。活動の実績は1年ごとに報告されており、地域への適正飼養等の普及啓発が主になっています。委嘱には市町村や動物愛護管理推進計画懇話会を構成する団体からの推薦が必要です。委嘱が進むよう、年齢制限を緩和する等の改訂を行っており、引き続き委嘱の促進を図っていきたく考えています。
32	1	第4 9 動物愛護推進員の役割 7 動物愛護団体の役割	26	普及啓発の主体としては動物愛護推進員の役割の明確化と任命を透明化し、地域ボランティアとしては責任ある保護団体を登録制度化し、活動に支援を行うべきである。	動物愛護推進員についてはNo.24の回答のとおり考えています。地域で活動するボランティアの登録制度については、今後の施策の参考とさせていただきます。
33	1	第5 指標及び数値目標	27	10年後の数値目標があるが、その間のスケジュールについても記載が必要である。特に地域猫モデル選定については目標だけで終わるのか？	現在のところ、基本指針を踏まえ、毎年度、計画の達成状況を点検し、施策に反映させ、5年後を目途に、状況を踏まえ、目標の見直しを行う予定です。その旨は、p1「4 進行管理」に追記します。
34	1	第5 2 犬及び猫の殺処分数	27	殺処分を廃止し、危険な動物もトレーニングを継続し、終生飼養・看取りをセンターで行ってほしい。センター職員の増員をお願いしたい。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
35	1	第5 2 犬及び猫の殺処分数	27	殺処分数の内訳を知りたい(直近・目標共に)。	殺処分数の内訳については環境省の事務提要にて公表されています。
36	1	第5 5 地域猫モデル地区選定数	29	地域猫のモデル地区を10地区ではなく、もっと増やせば猫に起因する問題が改善されると思う。10地区ではなく、10市町村を目標にしてはどうか。	ご意見については目標の見直しの際の参考とさせていただきます。
37	1	第7 施策1 県における啓発活動(マイクロチップ)	31	すでに飼養されている犬及び猫や譲渡される犬及び猫についてもマイクロチップの装着と登録が普及されるように努めるとあるが、マイクロチップの話を獣医師から勧められた事がない。ほとんどの飼い主はかかりつけの動物病院があるので、まずは獣医師を指導し、安全性、装着・登録の啓発を獣医師からお知らせする活動を行ってはどうか。	マイクロチップの啓発活動は獣医師会と連携して取り組んでいるところであり、引き続き連携して取り組む必要があると考えています。文言については素案のとおりとします。
38	1	第7 施策2 地域・教育活動における啓発活動	32	既存の保護団体を登録制にして必要な知見や予算の支援を行ってほしい。	現在、収容されている犬猫の譲渡活動を行うボランティア団体について、登録制度を設け、不妊去勢手術などの支援を行っています。
39	1	第7 施策2 地域・教育現場における啓発活動	32	「動物愛護推進員等のボランティアが」とあるが、これ以上ボランティアに求めないでほしい。県職員を増やすべき。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
40	1	第7 施策2 地域・教育現場における啓発活動	32	動物ふれあい教室等のこれまでの実績と2021年度の訪問計画を共有してほしい。	これまでの実績については事業概要等で公表しております。計画については、毎年度初めに作成しています。

41	1	第7 施策3 飼い主からの引取数削減への取組み	33	飼い主からの引取りを根絶しても虐待などにつながるのみで動物の幸せにはならない。一旦引取り、情報を開示して次の飼い主につなげる又は、ハブセンター2階を有効活用し処分する事なく保護をしてほしい。また、センターはボランティア団体に対しても協力的に接してほしい。	飼い主からの引取りについては、安易には実施しないものの、状況に応じて引き取りを行っております。収容した犬猫については譲渡適性を見極めて譲渡に努めているところです。また、令和4年度から本供用となる譲渡推進棟(旧ハブセンター)においてさらに譲渡を推進していく予定です。文言については素案のとおりとします。
42	1	第7 施策3 飼い主からの引取り数削減への取組み	33	飼養困難なときは新しい飼い主探求を本人だけでなく家族にも義務づける事は可能か？殺処分となった場合の職員の気持ちを考え、どうやって死んでいくのかを具体的に話し、その場に立ち会わせるべき。	動物の所有者は終生飼養に努める必要があるため、飼養が困難な場合には家族の協力を自らが求める必要があります。近年は所有者からの引取りは減少傾向にあります。殺処分については、広く普及啓発する事で命の大切さを県民への周知を図っていきたくと考えています。
43	1	第7 施策4-② 飼い主のいない猫対策	34	沖縄県の外猫の現状に照らしてもモデル地区がたった一つとは驚くべき実情である。いのちを尊ぶ沖縄県民による個人の努力域は既に超えて遺棄され続ける猫たちは後を絶たない。既存の保護団体を含む実働保護団体を登録制にし、沖縄県全域を「命どう室」のモデル地区とすべきである。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
44	1	第7 施策4-② 飼い主のいない猫対策	34	県内の行政担当者がTNR活動に対して無知すぎる。TNRや里親捜しをしている保護猫ボランティアの人たちをもっと支援してほしい。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
45	1	第7 施策4-② 飼い主のいない猫対策	34	地域猫活動についての県民の認知度が極めて低い。地域猫活動の周知広報を求める。県のガイドラインに沿った地域猫活動を実施した地域はわずかである。現状を踏まえた上で地域猫活動にとらわれず、地域の実情に合わせ、地域住民、ボランティア、市町村、県等がそれぞれ実行可能な役割を果たし、連携を図りながら保護収容される飼い主のいない猫の数を減らす為の柔軟な野良猫対策の実施を求める。	飼い主のいない猫対策については、p34「施策4-② 飼い主のいない猫対策」に記載しています。ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
46	2	第7 施策4-② 飼い主のいない猫対策	34	「地域住民の合意のもと」というのはあいまい。地域住民が主体になって取り組むのは難しいと考える。行政が地域猫活動を理解して推進する必要がある。それよりは「TNRします」と宣言して実行した方が効果的である。地域の人の理解を得るのが難しいので「県の責任のもと」TNRをしてほしい。地域猫のモデル地区が1区しかないのは残念。県内全ての市町村、全ての自治体に周知・奨励してほしい。地域の住民の意識が変わらない中で、地域住民が主体になって取り組むのは難しいと考える。他県では行政が積極的に活動を指導している。そのために、行政が地域猫活動を理解して推進する必要がある。その計画を盛り込んでほしい。	No. 45の回答のとおりです。
47	1	第7 施策4-② 飼い主のいない猫対策(3)	34	「地域の理解と協力を得て、地域住民、ボランティア、市町村、県等がそれぞれ実行可能な役割を果たし、連携を図りながら保護収容される飼い主のいない猫の数を減らします。また、適正な地域猫活動を推進することで保護収容される猫の数を減らし、また例え収容されたとしても地域に返還できるように取り組みます。」とあるが、具体的計画が盛り込まれていない。それぞれが実行可能な役割を果たすためには、行政がまず青写真を描いてそれぞれに働きかけをして勧めていく必要がある。現在は遺棄する人が多く、不妊去勢手術もボランティアの財政に依存している為、TNRが追いついていない。増えるばかりで、地域猫活動への偏見により住民同士のいざこざ、もめ事も多く、行政がきちんとした対応もできずにいる現状である。遺棄・虐待問題への取り組みを計画に盛り込んでほしい。きちんとした地域猫活動を啓蒙普及することへの取り組みをお願いしたい。	飼い主のいない猫を減らす対策についてはNo. 45の回答のとおりです。収容された場合は管理する者の申し出により返還されますが、その現状と課題についてはp5「犬及び猫の返還」に記載されています。遺棄や虐待を防止する取組については、p36「施策6-② 遺棄・虐待防止の取組み」に記載しています。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

48	1	第7 施策4-② 飼い主のいない猫対策(1)	34	「殺処分される猫のほとんどが飼い主のいない猫(野良猫)であることから、猫の飼養者へ終生飼養、不妊去勢措置、屋内飼養及び所有明示の適正飼養の実施について啓発し、飼い主のいない猫を増やすことに繋がらないようにします」とあるが、具体的な方策が入っていない。行政としてどのような啓発活動を行っていくかの具体策がほしい。沖縄の社会意識を変えるのは簡単ではない。広報活動も、「一生うちの子プロジェクト」がTVで流れるくらいで、その他の施策について、行政に相談に行っても埒があかないことが多いのが現状ではないか。	飼い主のいない猫対策について、県の考えはNo. 45の回答のとおりです。広報活動の方法については、p18「10 動物愛護精神の普及啓発」の現状と課題、p35「施策6 飼い主の社会的責任の明確化と適正飼養の普及啓発」に記載しており、ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
49	1	第7 施策4-② 飼い主のいない猫対策	34	TNRモデル地区を探しているとのことだが、南城市まで何度も足を運ぶことは困難では。出張手術はできないのか。	本島内の地域猫のモデル地区については南城市大里の動物愛護管理センターで手術の支援を行っています。ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
50	1	第7 施策4-② 飼い主のいない猫対策	34	どこの獣医師でも無料(安価)で早期に手術が受けられる体制作りが必要。	不妊去勢手術の重要性については多くの獣医師が理解しているところです。飼い主のいない猫の不妊去勢手術については、獣医師会や関係機関とも相談していきたいと考えています。
51	1	第7 施策5-① メディアを活用した情報発信の取組み	34	譲渡推進棟にボランティアの方を受け入れてほしい。掃除や散歩等、世話を通して犬猫のストレス軽減に努めてほしい。テレビやラジオ、チラシなどのメディアを使い多くの県民の目にとまるようにし、積極的に譲渡先を探してほしい。	譲渡推進棟において、令和2年度及び令和3年度までの仮供用期間中はボランティアが見学できる体制を整えており、令和4年度からの本供用時に広く県民に活用されるよう、運用の方法について検討しているところです。収容中の犬・猫の管理はp5「収容中の管理」に記載しており、個体の状態に合わせストレス軽減を目的とした管理をしております。ご意見にありましたP34「施策5-① メディアを活用した情報発信の取組み」は、返還率向上を目的としており、譲渡希望者への発信に関しては今後の施策の参考とさせていただきます。
52	1	第7 施策5-③ 譲渡適性を踏まえた適正な譲渡の推進	34	譲渡適性が低いと判断された犬猫も「訓練」などを積極的に実施し、可能な限り譲渡に努めるとあるが、どのような訓練計画があるか共有してほしい。	獣医師や愛玩動物飼養管理士である職員の知識や経験を生かすとともに、外部の方々からの助言をいただきながら譲渡適性を見極めや馴化に努め、譲渡を希望するボランティアと共有しています。引き続き、譲渡が推進されるよう職員の研修に努めていきたいと考えており、p41「施策15 動物愛護管理業務に従事する職員の育成の推進」に記載しております。
53	1	第7 施策6 飼い主の社会的責任の明確化と適正飼養の普及啓発	35	虐待を受けている犬猫の飼い主に対する監視指導はどこが行うのか。多頭飼育の連絡体制の具体的なところ(実績含め)を教えてください。所有者への指導の担当は誰にあるのか。強制力ほどの程度あるのか。危険犬など大型犬の適正管理とは具体的にどのような処置になるのか。	虐待を行う恐れのある飼い主への犬猫の飼養方法の監視指導は動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所が実施しています。虐待の有無については、環境省の指標に基づき判断しますが、その指標で虐待と判断されないまでも、不適正な飼養については県及び市町村が指導しています。危険犬については、県の「危険犬適正飼養指導要領」に基づき、指導しています。
54	1	第7 施策6-① 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止	35	(3)「飼い主のいない猫の対策として」とあるが、ここは「飼い主の社会的責任の明確化と適正飼養の普及啓発」であるので、飼い主のいない猫対策について、この事項への記載は不適切である。	ご意見のとおり、飼い主のいない猫には明確な飼養者はいません。しかし、エサをやるなどの管理する者が適正な管理を行うことで新たな飼い主のいない猫を生み出すことを防止できることから、文言については素案のとおりとします。
55	1	第7 施策6-① 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止	35	高齢、独居世帯に多頭飼育が多いことから、地域包括センター、関係する福祉関係の方にペットのことも視野に入れてもらうようにしてはどうか。訪問先に動物がいて不適正な飼養が見られる場合、市町村やセンターに連絡がいくようにしてはどうか。	現在も福祉関係の部署からの相談等についても対応しており、p39「施策10 国・市町村との連携」【展開】(4)のとおり福祉担当などさまざまな部署との連携をとることとしています。
56	1	第7 施策6-① 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止	35	多頭飼育の引取後、即殺処分はしないシステムを県が作る必要がある。	収容の理由に関わらず、県では収容した犬猫について可能な限り譲渡に努めています。

57	1	第7 施策6-② 遺棄・虐待防止の取 り組み	36	県内で起きている悲惨な動物虐待の実態について、警察官の中には動物愛護法すらわからない方がたくさんいるのが怖い。どこに訴えたらいいかわからない。県民からの届け出があった場合はすみやかに捜査してほしい。	動物の遺棄・虐待防止については、県警と連携して取り組んでおります。ご意見についても共有したいと考えております。
58	2	第7 施策6-② 遺棄・虐待防止の取 り組み	36	犬猫その他の動物の虐待について:動物を闘わせる事が虐待に含まれると環境省の定義にあるので、犬・鶏・牛その他の動物を闘わせる事は虐待であることの周知を徹底する事を施策に入れるべき。動物を闘わせる行為があった場合はきちんと取り締まることを施策に入れてほしい。闘鶏を禁止する条例の検討を行うということを計画に盛り込んでほしい。	動物を闘わせる行為は必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、虐待に当たらないとされています。しかし、実施の方法によっては虐待と判断される可能性があります。その場合、実態を把握する必要があります。闘鶏を禁止する条例の制定については、実態を把握した上で、全面的に禁止することの合理性などを勘案し判断する必要があります。
59	1	第7 施策6-② 遺棄・虐待防止の取 り組み	36	軍鶏を闘鶏目的で飼養している者の中には、メスや負傷した軍鶏を遺棄する事例が頻繁に見られる。ぜひこのような行為の防止の一文を加えてほしい。	ご意見については、p36「施策6-② 遺棄虐待防止の取組み」の記載に含まれており、本文は軍鶏に限らず全ての愛玩動物が対象となっています。文言については素案のとおりとします。
60	1	第7 施策6-③ 模範的飼い主の育 成	36	放し飼いが法律違反であるということの周知の徹底をすべき。公設のドッグランを設けるべき。そこでしつけ教室や啓蒙を行い、模範的飼い主を認定し、特典やステータスを付与してはどうか。	犬のけい留については県内のほとんどの市町村の条例で義務づけられていることから、市町村と連携して引き続きその周知に努めていきます。その他の模範的飼い主の育成のあり方については本計画の運用の中で検討していきたいと考えております。文言については素案のとおりとします。
61	1	第7 施策6-③ 模範的飼い主の育 成	36		
62	1	第7 施策7-① 監視指導の強化	36	直近での立入検査結果状況、現場写真、悪質業者の有無、繁殖を終えた父犬・母犬の追跡調査状況などの情報を共有してほしい。	立ち入り調査については法に基づいて実施しています。提案の内容についてはご意見として承ります。
63	1	第7 施策7-① 監視指導の強化	36	生体販売について数量規制だけでは無く、全面禁止を求めていきたい。	本計画の中で、法を遵守した販売がなされるよう、監視指導に努めていきたいと考えております。
64	1	第7 施策9 実験動物及び産業 動物の管理者への 指導・助言	38	目標にある、「実験動物の適正な飼養・保管及び苦痛軽減等をめざします」の文章を削除し、「実験動物のない沖縄県をめざします」と変更すべき。動物を使用する実験等は廃止すべき。企業には、ヒト実験のみ可能とし、動物以外の代替品の活用を定着させるべき。	実験動物については、環境省の示した実験動物の飼養保管基準に基づき「3Rの原則」にのっとり動物実験等を実施する事が求められています。このような状況を踏まえ、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省から、科学的観点と動物愛護の観点とを両立させ、適正な実施を図るために動物実験等の実施に関する基本指針が示されています。
65	2	第7 施策9 実験動物及び産業 動物の管理者への 指導・助言	38	実験動物について具体的な施策がないため具体的な取組みを施策に入れてほしい。立ち入り調査をすることや、連携する団体の中に実験動物の関連団体が挙げられていない。実験動物を取り扱う施設の把握が必要である。関係機関や団体と連携しながらとあるが、具体的にはどこを指すのか。	No. 64の回答に記載したとおり、実験動物等の実施に関する基本指針が文部科学省、厚生労働省及び農林水産省から示されています。ご意見については関係部局と共有し、施設の把握の手段及び監視について検討していきたいと考えております。
66	1	第7 施策10 国・市町村との連携	39	市町村との連絡会議について参加者・状況・実績について知りたい。講演会の実績(講演者名・開催日時・講演内容・参加人数)を知りたい。2021年度以降のスケジュールについて知りたい。	市町村との連絡会議については基本的に年2回開催しており、その他必要に応じて開催しています。講演等を実施した場合には事業概要等で公表しています。

67	1	第7 施策12 動物愛護団体、動物 取扱業者との連携	39	数値規制により整理される犬猫の具体的救済策を知りたい。	第一種動物取扱業者の販売業についてのご意見と思いますが、法においては、業者も一般の飼養者も、所有している動物は終生飼養に努める義務があります。県としては飼養動物の遺棄や多頭飼育崩壊がないように、助言に努めるとともに、必要に応じて指導をしていきます。
68	1	第7 施策13 関係機関との連携	40	虐待等、警察と連携するとあるが、警察へ協力を求める具体的手続きについて知りたい	事例が発生した段階で情報共有を図っています。
69	1	第7 施策15 動物愛護管理業務 に従事する職員の 育成の推進	41	担当として、TNRやTNR専門病院の見学に来て知識や技術の習得をするべき。	県では地域猫活動について地域住民に対する研修会の開催や不妊去勢手術を実施していますが、引き続き飼い主のいない猫対策に関する知識や技術の習得に努めていきます。
70	1	第7 施策16 平常時の備えの啓 発と体制の整備	41	同行避難について、現時点で県内何カ所の避難所が受け入れ可能か知りたい。	平成30年の調査で161カ所以上が同行避難が可能であることを市町村から報告を受けています。今後も状況の把握に努めていきます。
71	1	第7 施策20 負傷動物の保護収 容	43	闘鶏の後、負傷した状態で捨てられる軍鶏が頻繁に見受けられる。今までは死ぬまで放置されていたが、賭博や遊びに使われて傷ついた軍鶏の保護を、施策の「負傷動物の保護収容」に加えてほしい。	遺棄された動物については、警察の捜査後に県に収容される事があります。犬猫に限らず、収容動物が負傷や衰弱している場合には可能な限り治療を実施していますので、p5「4 収容中の管理」において、【現状】「負傷等で収容された犬及び猫については適切な治療を行っています。」を「負傷等で収容された個体については適切な治療を行っています。」に、【課題】「収容中の犬猫の管理については」を「収容中の個体の管理については」に変更します。
72	2	その他 飼い主のいない猫 (TNR、不妊去勢手 術について)		さくら猫や不妊去勢手術の必要性の周知を徹底してほしい。エサをあげなければ解決するというわけではなく、民間の不妊去勢手術の基金を市町村で申請し、ボランティアに渡せる仕組みを作してほしい。	No. 45の回答のとおりです。
73	6	その他 飼い主のいない猫 (TNR、不妊去勢手 術について)		那覇市内公園にポスターや看板の「餌やり禁止」とあるが、これは野良猫を減らす根本的な解決策にならない。野良猫が増えるのはそこに猫を捨てる人間がいて、猫たちを不妊去勢手術しないからである。猫の世話をするボランティアが保護しながら頭数を管理し、行政は「遺棄虐待が犯罪である」ことをポスターなどにすることで遺棄を効果的に抑止できる。餌やり禁止の看板を廃止してほしい。県がリードしてTNRの推進を行ってほしい。餌やり禁止の看板ではなく、マナーを守った正しい餌やりについてのポスターを掲示する事を希望する。地域猫活動を頑張っている県民がたくさんいる。地域猫活動を推進する一方、エサやり禁止のポスターを推進する行政の連帯感のなさに疑問を感じる。これでは住民の対立を作る構造にしている。	「エサやり禁止」のポスターは県では作成していません。看板等の設置や内容については土地の所有者又は管理者の判断によってなされています。県では遺棄や虐待を防止するポスターを配布し、普及啓発に努めているところです。
74	1	その他 収容・遺棄・譲渡		内容:犬、猫の遺棄を減らす為に県が主導して毎月、譲渡会の場所を提供して、ボランティア、団体さん、また家庭で多頭飼いとなってしまってる家庭を助けてほしい。遺棄する前の相談ダイヤル等も設置してほしい。 愛護センターの情報は4ヶ月で消えてしまうので、行方不明の犬、猫の情報をウェブ、新聞、テレビ、チラシ等でお知らせしてほしい。 ボランティアさん達もたくさんいる。保護犬、猫を自費で育てて、医療にかけてます。 医療費の補助金もあれば助かります。 売ってる犬猫より保護した犬猫を。と県が率先して県民を引っ張ってほしい。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
75	1	その他 収容・収容中の管 理・譲渡		動物愛護管理センターの情報をもっと開示してほしい。センターから譲渡ができることの周知、生かす場所へ収容場所を広げ、負傷した動物が夜間でも治療できるように病院を併設してほしい。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。

76	1	その他 猫の飼養・飼い主の いない猫		知識不足による多頭崩壊の事例があることから、ペットへの手術費用補助の機会を多く作ってほしい。動物愛護管理センターの譲渡日に土日どちらかを加えてほしい。	ペットの不妊去勢手術については法により飼い主の義務となっています。譲渡の体制については今後の施策の参考とさせていただきます。
77	1	その他 普及啓発		「エサをあげないでポスター」をやめて「マナーのポスター」へ切り替えてほしい。やんばるの自然遺産の事をふくめ、子どもたちに学習の場を多く設け、子どもたちから大人たちへの発信の場所もあるとうれしい。不動産業者に、ペット可の賃貸を増やしてもらったり、地域猫に関しても理解してもらえるようにしたい。	県では「エサをあげないで」という内容のポスターを作成しておりません。普及啓発の方法については今後の施策の参考とさせていただきます。県では、人と動物が共生できる社会の実現に向けて、引き続き取り組んでいきます。
78	1	その他 ボランティア保険		ボランティア保険の加入の推進をしてほしい	ボランティア活動における保険の加入は各自で判断されるものと考えています。
79	1	その他 新型コロナウイルス 感染症		飼い主が新型コロナに感染した際の飼育動物を命を守るように、沖縄県も台湾のように公の施設を希望する。	新型コロナウイルス感染症に限らず、飼い主は日頃から万が一の時のためのペットの預け先を用意しておく必要があります。その啓発について引き続き努めていきたいと考えています。
80	1	その他		遺棄されやすい場所に監視カメラの設置を希望	現在、遺棄や虐待について申し出の多い地域に監視カメラを設置する等、抑止に努めています。